

2020年
7月6日号

DX 促進税制—デジタルトランスフォーメーションを促進する税制措置—

執筆者: 中村 真由子

一 DX 促進税制

近年、デジタル技術を駆使したビジネスモデルの変革により競争の優位性を確立する、デジタルトランスフォーメーション(DX)が注目されています。新型コロナウイルスの感染拡大を受け、サービスのオンライン化やテレワークといった、デジタル技術を用いたビジネスモデルや業務・組織の変革の必要性は一層増しています。

このような事業環境の変化を受けて、令和 2 年度税制改正においては、サイバー空間とフィジカル空間が高度に融合した Society 5.0¹の実現に向けたイノベーションの促進等中長期的に成長していく基盤を構築する必要があるものとして²、オープンイノベーション促進税制や 5G 導入促進税制等が導入されました³。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、中小企業の設備投資税制がテレワーク等のための設備投資まで拡充されています。本稿では、このような DX を推進する税制措置をご紹介します。

二 オープンイノベーション促進税制

企業の事業革新につながるオープンイノベーションを促進するため、事業会社から一定のベンチャー企業に対する出資について、その 25%相当額の所得控除を可能とする措置が導入されました(租税特別措置法第 66 条の 13 及び第 68 条の 98)。これは、

¹ 「Society 5.0」とは、「サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会(Society)」と説明されています(内閣府ウェブサイト:https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/index.html)。

² 自由民主党・公明党「令和 2 年度税制改正大綱」第一

³ 令和 2 年度税制改正のうち、テクノロジー産業に関する税制を解説するものとして、青山慶二「令和 2 年度税制改正 テクノロジー支援対応と国際税務関係について」資産承継 2020 年 4 月号

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

第 4 次産業革命に伴う急激な事業環境変化を背景として、革新的で動きの速いベンチャー企業との連携により、新たな付加価値の創出・獲得に向けたオープンイノベーションの促進が必要との認識の下⁴、企業の内部留保の有意なキャッシュアウトの方策として⁵、税制上のインセンティブが設けられたものです。

具体的には、事業会社が令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に、一定のベンチャー企業の株式を資本金の増加を伴う払込により取得した場合には、その株式の取得価額の 25%を所得控除することが可能となります(但し、特別勘定として経理することが必要です)。払込金額が 1 億円以上(中小企業の場合は 1000 万円以上、外国法人への払込みは 5 億円以上)の出資が対象となり、所得控除の上限額は 1 件あたり 25 億円(出資額 100 億円)、1 事業年度あたり 125 億円(出資額の合計が 500 億)となります。ただし、対象株式を 5 年を超える期間保有することが必要であり、5 年以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合等の一定の場合⁶には、特別勘定を取り崩し、当該事業年度における益金に算入することが必要となります。

対象となるベンチャー企業⁷は、設立後 10 年未満の非上場の株式会社ですが、既に事業を開始していることが必要であり、設立時の出資は対象外となります。また、企業グループに属しておらず、法人による出資割合が 3 分の 2 未満(個人投資家や組合等、法人以外の出資者が 3 分の 1 超)であることが必要です。

また、オープンイノベーション性の要件を充足する出資であることが必要であり、以下の 3 点を満たすことが必要となります⁸。

- ① 事業会社が、高い生産性が見込まれる事業又は新たな事業の開拓を目指した事業活動を行うこと
- ② ①の事業活動において活用するベンチャー企業の経営資源が、事業会社にとって不足するもの、かつ、革新的なものであること
- ③ ①の事業活動の実施にあたり、事業会社からベンチャー企業にも必要な協力をを行い、その協力がベンチャー企業の成長に貢献するものであること

したがって、将来の株式売却や配当のみを目的とするような純投資その他の株式投資は対象外となります⁹。

本税制措置は、このようなオープンイノベーション性の要件等の基準に適合することを経済産業大臣が証明したものについて適用することとされており、出資後も 5 年間、オープンイノベーション要件を満たすことの証明を毎事業年度受ける必要があります。本税制措置を利用するにあたって事前の出資計画の認定は必要なく、事業年度末に当該事業年度の出資を経済産業大臣が事後的に確認することとされておりますが、オープンイノベーション要件の該当性については、経済産業省において任意の事前相談を受け付けているため¹⁰、かかる事前相談を行うことが望ましいと思われま¹¹。

なお、この税制措置は、令和 2 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。

⁴ 経済産業省「令和 2 年度税制改正要望 オープンイノベーションを促進するための税制措置の創設」

⁵ 矢野康治「令和 2 年度税制改正案」租税研究 2020 年 3 月号 41 頁

⁶ オープンイノベーション性の要件を満たさなくなった場合、事業会社又はベンチャー企業が解散した場合等(租税特別措置法第 66 条の 13 第 11 項及び第 68 条の 98 第 9 項)。

⁷ 産業競争力強化法に定める「新事業開拓事業者」(新商品の開発等の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要な事業者)のうち、「特別新事業開拓事業者」の要件に該当することが必要となります(租税特別措置法施行規則第 23 条の 13 第 2 項及び第 22 条の 76 の 4 第 2 項、国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 2 条第 2 項、産業活力強化法施行規則第 2 条第 2 号)。

⁸ 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令の規定に基づく経済産業大臣の証明に係る基準等第 5

⁹ 国内外における経営資源活用の共同化に関する調査に関する省令第 3 条第 1 項第 1 号

¹⁰ 相談から 30 日以内に回答するものとされています。詳細については経済産業省のウェブサイト(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/open_innovation_zei.html)をご覧ください。

¹¹ 本税制措置の詳細については、経済産業省による申請ガイドラインをご覧ください(https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/open_innovation/kankeihorei/200525_oizeisei_guideline.pdf)。

三 5G 導入促進税制

Society5.0 の実現に不可欠な社会基盤である 5G について、安全・信頼性、供給安定性、オープン性が保証された 5G システムを構築する必要性が認識されており、5G 情報通信インフラの早期普及やローカル 5G による地域活性化や地域の課題解決の促進が期待されています¹²。このような安全性・信頼性が確保された 5G 設備の導入を促す観点から、令和 2 年度税制改正において、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(以下「導入促進法」といいます。)の規定に基づき、認定導入計画に従って導入される一定の 5G 設備に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置が創設されました¹³。

具体的には、導入促進法の施行日から令和 4 年 3 月 31 日まで、全国 5G 基地局の前倒し整備と、ローカル 5G への投資について、取得価額の 15%の税額控除又は 30%の特別償却ができることとなりました(ただし、税額控除は、当期の法人税額の 20%が上限となります)。税額控除 15%というのは、これまでの設備投資減税の中では最高レベルのものであり、我が国の 5G 戦略の重要性が表れたものと考えられます。対象となる設備は、①全国基地局について、送受信装置及び空中線(アンテナ)(但し、認定された開設計画を前倒して開設したものであって、高度なもの)、②ローカル 5G について、送受信装置、空中線(アンテナ)、通信モジュール、コア設備、光ファイバが想定されており、①について携帯電話事業者が、②についてローカル 5G 無線局の免許人が対象事業者となります。

この税制措置の適用を受けるためには、導入促進法に基づき導入計画の認定を受け、その導入計画に記載された一定の 5G 設備(認定特定高度情報通信技術活用設備)を取得(又は製作若しくは建設)し、国内にある事業の用に供するほか、適切な提供や早期の普及に関する基準に適合することやシステムを構成する上で重要な役割を果たすものであることについて主務大臣の確認を受けることが必要となります¹⁴。

なお、この税制措置は、導入促進法の施行の日¹⁵からの適用となります。

四 電子帳簿保存制度の見直し

デジタル技術の活用により経理・税務手続を電子化すれば、書面の授受も不要となり、ビジネス環境の改善・生産性の向上に資することとなります。令和 2 年度税制改正においては、このようなバックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図る観点から、電子帳簿保存法¹⁶上の要件を緩和し、電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する場合の要件について、受領者が自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合には、タイムスタンプの付与を不要とする等、選択肢を拡大することとされました。

すなわち、電子取引を行った場合に、電子帳簿保存法に基づき義務づけられる取引情報の電磁的記録の保存¹⁷について、改正前はデータの受領後遅滞なく受領者側にてタイムスタンプを付与することや、改ざん防止等のための事務処理規程を作成し運用することが必要とされていましたが¹⁸、改正により、受領者側が自由にデータを改変できないシステム(又は改変の事実及び内容を確認することができるシステム)を利用している場合や、発行者側でタイムスタンプを付与する場合も要件を満たすこととなりました。

¹² 自由民主党・公明党「令和 2 年度税制改正大綱」第一 1(2)

¹³ 改正租税特別措置法第 10 条の 5 の 4 の 2、第 42 条の 12 の 5 の 2、第 68 条の 46

¹⁴ 導入促進法第 26 条、改正租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 4、第 27 条の 12 の 5、第 39 条の 47

¹⁵ 公布の日(2020 年 6 月 3 日)から起算して 3 カ月を超えない範囲内において政令で定める日に施行するものとされています。

¹⁶ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律

¹⁷ 電子帳簿保存法第 10 条。ただし、電磁的記録を出力した書面等を保存する場合はこの限りでないとなっています。

¹⁸ 改正前電子帳簿保存法施行規則第 8 条第 1 項

た¹⁹。ユーザーによるデータ改変ができない、クラウド会計・経費精算サービス等の利用が念頭に置かれているものと思われます。

なお、この税制措置は、令和2年10月1日からの適用となります。

五 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、中小企業がテレワーク等のための設備の取得等をした場合に、中小企業経営強化税制²⁰の適用を受けることができるようになりました。具体的には、中小企業²¹がテレワーク等のためのデジタル化設備について中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得し事業の用に供した場合に、設備の即時償却又は設備投資額の7%(資本金が3000万円以下の法人は10%)の税額控除をすることができるものです。

対象となる設備は、デジタル技術を用い、事業プロセスの遠隔操作、可視化又は自動制御化のいずれかを可能にする機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びにソフトウェアであり、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載され、国内への投資かつ新品の設備である必要があります。

適用期限は令和3年3月31日までであり、設備の取得の前に、経済産業大臣による投資計画の確認及び主務大臣による経営力向上計画の認定を受けなければならない点に留意が必要です²²。

六 おわりに

現在、OECDにおいて経済のデジタル化による課税の見直しが議論されており、デジタル企業に対する課税のみならず、伝統的な国際課税・法人課税の在り方が変容しようとしています。令和2年度税制改正は、このようなOECDにおける議論を見据えながらも、我が国企業が経済のデジタル化に対応していくためのインセンティブとなるような税制措置が多く導入されました。このような税制上のインセンティブを活用しながら、デジタルトランスフォーメーションを進めていくことが期待されていると言えるでしょう。



なかむら まゆこ
中村 真由子

西村あさひ法律事務所 弁護士

ma_nakamura@jurists.co.jp

2009年弁護士登録。2017年ニューヨーク州弁護士登録。

M&A、一般企業法務のほか、税務アドバイス、税務争訟等の案件に従事。

¹⁹ 改正電子帳簿保存法施行規則第8条第1項第1号及び第3号

²⁰ 租税特別措置法第42条の12の4

²¹ 中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する「中小企業者等」である必要があり、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人、資本金又は出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人、常時使用する従業員数が1000人以下の個人、協同組合等が該当することになります(但し、大規模企業グループに属する法人等一定の法人は対象外となります)。

²² 適用手続の詳細については、中小企業庁「中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き(令和2年度税制改正対応版)」をご覧ください。(https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/tebiki_zeiseikinyu200522.pdf)

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@jurists.co.jp URL: <https://www.jurists.co.jp>